



042 (477) 9891

今年度は25周年

管理者 細貝 泉

ちょうど25年前の平成8年4月にぬくもりは誕生しました。ただ、このままではいけない、もっとあたたかい地域にし、もっと皆がふれあい、助け合いながらいきいきと暮らせる社会をとの思いでした。こんな大きな夢をもった幹に、一人、また一人と思いを共にする人が集まりました。またこのぬくもりと言う名称も、辛かったり悲しかったりした時にこのぬくもりを訪ねてほしい。きっと、あの温かい心を取り戻せるはずだ。肩を寄せ合ってほっとできることを思い、ぬくもりという名前をつけました。



それから25年。現在登録ヘルパーは45名、障害支援、介護保険、自費の各分野で活動しておりますが、地域の方に愛される存在であってほしいと、日々願っております。こうした思いから現在はコロナ禍で中止になっておりますが、地域交流の一環として、足もみマッサージの講習会や生涯学習センターでの「みんなで歌おう！」のイベントの再開を考えております。

また職員に関してはさらなる上級の資格取得を推進し、社会からの高いニーズに対応できるよう体制を整備していきます。またヘルパー等の職員の福利厚生を充実させ、職員の定着を高めて参りたいと考えます。



現在は地域共生社会が謳われ、誰一人取り残さない、一人ひとりの尊厳ある暮らしが大命題になっております。変わらずに持ち続けるべき助け合いの原点と、これからの状況の変化に取るべき対応を見誤らないようみんなで確認しながら、さらに次に向けて進んでいきたいと考えます。

今年度も何卒ご支援をよろしくお願い申し上げます。

介護

65才以上の介護保険料負担増へ

ある新聞社の調査によれば、多くの市町村で4月に見直される介護保険料が増加となる予定です。介護保険サービスは利用時の自己負担を除いた費用を、税金と40才以上の人が払う保険料で折半となりますが、65才以上の保険料は3年に一度、各市町村が支払いの基準となる額を見直します。

現在の保険料の全国平均は5869円ですが、8割近い市町村で月額6000円以上になることがわかりました。今後の保険料の推計では、団塊の世代が後期高齢になる2025年度には月6800円～7200円、2040年度では8600円～9200円となっております。

労働

雇用保険、65 歳以上も給付金

失業した人などに必要な給付をして生活を支える雇用保険は、2017 年から 65 才以上を「高年齢被保険者」として適用対象に加えました。労働時間が週 20 時間以上で 31 日以上の雇用見込みがあれば年齢の制限はなく、誰もが加入するようになりました。更に 22 年 1 月からは 2 つ以上の事業所でも合算で 20 時間以上になれば加入できるようになります。複数の会社で短時間働くシニアも増えておりさらに加入しやすくなります。

また離職前 1 年間に 6 ヶ月以上の被保険者期間があれば、「高年齢求職者給付金」と言う一時金を受けることができます。19 年度の一人当たりの金額は約 22 万 2000 円となっております。以前は一度きりの受給でしたが、現在は 6 ヶ月以上働くなどの条件を満たせば離職のたびに受給できます。すでに複数回受給した人もいるとのこと。

仕事中や通勤途中に病気やケガをした際の支えとなる労災保険は雇用保険に先立って 20 年 9 月に副業や兼業をする人に対する制度の見直しを行いました。複数の会社に雇用される人が労災に遭った場合、以前は災害が発生した勤務先の賃金だけで給付額を決めておりましたが、すべての勤務先の賃金を合算して算定されるよう改定されました。

2021 年 3 月 20 日日本経済新聞を参考に編集

医療

高齢者医療費 2 割負担へ

現在 75 才以上の医療費は原則 1 割負担であり、現役並みの所得がある人が 3 割を負担する仕組みです。しかし昨年 12 月に政府・与党は高齢化率の上昇と現役世代の負担増を理由に 2 割負担を決定しました。

改正案によりますと、現在 1 割負担の人のうち年金を含む年収が単身で 200 万円以上（夫婦 2 人なら 320 万円以上）の 370 万人について 2022 年度後半・から窓口負担を 2 割に引き上げることが柱です。

暮らし

生活 4 月から変わる

この 4 月から暮らしに関わるサービスや仕組みが変わります。直接生活に影響するポイントを紹介させていただきます。

・公的年金の支給引き下げ

令和 3 年度の年金額は昨年度から 0.1%の引き下げとなります。これにより国民年金は満額で月 6 万 5075 円（66 円の減）、厚生年金はモデル世帯で月 22 万 496 円（228 円減）となります。

年金額の改訂は、名目手取り賃金変動率と物価変動率によって改定されますが、令和 3 年度年金額は、名目手取り賃金変動率－0.1%を適用することとなります。また今回マクロ経済スライド－0.1%は保留となり、翌年への持ち越しとなりました。

・消費税の「総額表示」の義務化

今まで消費税抜きの価格だけの表示でも問題ありませんでしたが、4 月からは税込みも総額を必ず表示する必要があります。